



## お知らせ



NS Solutions

2023年12月20日

会社名 日鉄ソリューションズ株式会社

代表者名 代表取締役社長 玉置 和彦

(コード：2327、東証プライム)

問合せ先 管理本部総務部長 日下 尚志

(TEL. 03-6899-6000)

### テックスエンジソリューションズ株式会社の グループ会社化に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、日鉄テックスエンジ株式会社（本社：東京都千代田区、代表取締役：小野山 修平、以下「日鉄テックスエンジ」）が所有するテックスエンジソリューションズ株式会社（本社：東京都千代田区、代表取締役：梶原 敏弘、以下「TEXSOL」）の発行済株式1,000株（発行済株式総数の100%）を取得し、TEXSOLを当社のグループ会社とすること（以下「本取引」）を決議し、本日付で、日鉄テックスエンジとの間で株式譲渡契約（以下「本契約」）を締結いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。本取引の実行は2024年4月1日を予定しております。なお、本取引は適時開示基準には該当しておりませんが、有用な情報と判断して任意開示を行うものです。

#### 記

##### 1. 本取引の目的

当社は、「ファーストDXパートナー」をビジョンとして、「デジタル製造業」、「プラットフォーム支援」、「デジタルワークスペースソリューション」及び「ITアウトソーシング」の4領域に注力する成長戦略を推進しております。各領域におけるDX案件の中核を担う高度IT人材については、当社自らDX人材育成施策に積極的に取り組むとともに、当社のグループ会社及び幅広いパートナー企業との連携を通じて、より多くの顧客企業への貢献を果たしてきました。一方で、顧客企業からの引き合いは引き続き非常に旺盛であり、それらにタイムリーに対応していくために、高度IT人材のさらなる拡充が事業成長における重要な課題となっております。

TEXSOLは、日本製鉄株式会社（以下「日本製鉄」）のモノづくりを支える総合エンジニアリング企業

である日鉄テックスエンジの完全子会社として、日鉄テックスエンジのモノづくりサポートの DNA を継承し、IT システム構築のプロフェッショナルとして、幅広いお客様の業務の効率化・DX 化を推進しております。TEXSOL は、製造業、金融機関、流通小売・サービス業などの幅広い領域において、深い業務知見を有するエンジニアを擁しており、長年に亘り、当社にとって最重要なパートナー企業の 1 社です。

当社と TEXSOL が活動する国内 IT サービス市場では、近年、企業各社の DX ニーズの加速に加えて、労働人口の減少に伴い、優秀な IT エンジニアの獲得競争が激化しております。そのような中で、顧客企業の DX ニーズにタイムリーに対応し、今後も両社が持続的な事業拡大を実現させるために、両社一体となって人材の再生産力を高めていくことが有効であることから、TEXSOL を当社のグループ会社とすることといたしました。今後、当社は、TEXSOL を当社のグループ会社とすることにより、①当社ブランドを活用した人材採用力の強化、及び当社グループの人材育成施策の適用などを通じた人材再生産力の強化を図るとともに、②当社の獲得した先端技術の伝承、及び当社のプロジェクト管理機構への参画などを通じて、TEXSOL の総合的なシステムインテグレータとしての能力をさらに強化してまいります。そして、旺盛な顧客の DX ニーズに対して、当社グループ全体としての対応力を強化してまいります。

なお、本取引は、日本製鉄グループ内のシステムインテグレーションカを当社グループに結集し、そのさらなる事業成長を通じて、日本製鉄グループのシステムソリューション事業の最大化を図るという側面を持ちます。

また、本日、当社は TEXSOL の親会社である日鉄テックスエンジとデジタル製造業領域での業務提携に関する基本合意を締結いたしました。日鉄テックスエンジは主に製造設備・操業制御領域のシステムエンジニアリングに強みを持っており、これまでも、当社の主にデジタル製造業領域の IoX 案件（「IoX」とは、IoT（モノのインターネット）と IoH（ヒトのインターネット）が、高度に連携・協調することにより大きな成果を出すコンセプトの総称をいいます）において日鉄テックスエンジと協業してまいりました。今後も同領域におけるさらなる連携強化・拡大について両社で検討を進めてまいります。

今後、当社と TEXSOL は一体となって、顧客の DX 推進や IT を通じた社会課題の解決に向けて邁進してまいります。

## 2. 異動する子会社の概要

(1) 名称	テックスエンジニアリング株式会社			
(2) 所在地	東京都千代田区神田猿樂町二丁目 8 番 8 号			
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 梶原 敏弘			
(4) 事業内容	<p>1. コンピュータシステムの導入及び利用方法に関するコンサルティング</p> <p>2. コンピュータのソフトウェア及びハードウェアに関する研究、開発、販売、保守、運用</p> <p>3. コンピュータネットワークシステムの構築、管理、運営に関する業務</p> <p>4. コンピュータを利用した各種情報収集、情報処理、分析、計算業務</p> <p>5. インフラの構築、保守、運用に関する業務</p> <p>6. 電気通信事業法に基づく電気通信事業</p> <p>7. コンピュータ関連技術者の労働者派遣業務</p> <p>8. 全各号に付帯する一切の業務</p>			
(5) 資本金	5,000 万円			
(6) 設立年月日	2004 年（平成 16 年）7 月 1 日			
(7) 大株主及び持株比率	日鉄テックスエンジニアリング株式会社 100%			
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。 但し、当社の親会社である日本製鉄の子会社である日鉄テックスエンジニアリングが、TEXSOL の株式を 100% 保有しております。		
	人的関係	当社の従業員 2 名が同社に出向しております。		
	取引関係	当社よりコンピュータネットワークシステムの構築、管理及び運営の委託業務等の発注実績があります。		
	関連当事者への該当状況	当社及び TEXSOL はいずれも日本製鉄の子会社であり、関連当事者に該当します。		
(9) 当該会社の最近 3 年間の経営成績及び財政状態	(単位：百万円)			
	決算期	2021 年 3 月期	2022 年 3 月期	2023 年 3 月期
純資産		4,023	4,161	4,604
総資産		5,938	6,038	5,842
1 株当たり純資産 (円)		4,022,983	4,161,173	4,604,050
売上高		11,424	11,381	9,611
営業利益		863	457	449
経常利益		889	491	460
当期純利益		578	311	536
1 株当たり当期純利益 (円)		577,683	311,490	536,324
1 株当たり配当金 (円)		173,300	93,447	160,897

### 3. 取得の相手先の概要

(1) 名称	日鉄テックスエンジ株式会社	
(2) 所在地	東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 2 号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 小野山 修平	
(4) 事業内容	<p>1.土木建築工事の調査、企画、設計、施工、監理及びコンサルティング業務の請負または受託</p> <p>2.地域開発、都市開発、海洋土木、環境整備に関する調査、企画、設計、施工、監理及びコンサルティング業務の請負または受託</p> <p>3.鉄鋼、一般化学、生化学、石油、石炭、ガス、原子力、食品、医療、水、運輸、流通、電力等の産業設備に関する機械、電気、通信、計測制御システムの調査、企画、設計、施工、監理、エンジニアリング及びコンサルティング業務並びに装置・機器・資材等の製造及び販売</p> <p>4.前3号に関する設備の運転、保守、管理及び修理</p> <p>5.空調及び冷凍設備の企画、設計、製造、施工並びに高圧ガスの製造及び販売</p> <p>6.コンピュータ・システムに関する企画、設計、製造、販売、管理、運営及びソフトウェア開発等の情報サービス</p> <p>7.鉄鋼製品等の加工及び販売並びに製造に関連する作業</p> <p>8.梱包材料の製造及び販売並びに梱包関連作業</p> <p>9.活性炭の製造及び販売</p> <p>10.パーティクルボードの製造及び販売</p> <p>11.労働者派遣事業</p> <p>12.前各号に附帯関連する一切の事業</p>	
(5) 資本金	5,468 百万円	
(6) 設立年月日	1946 年（昭和 21 年）9 月 7 日	
(7) 純資産	156,290 百万円	
(8) 総資産	254,359 百万円	
(9) 大株主及び持株比率	日本製鉄 100%	
(10) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。 但し、当社の親会社である日本製鉄が、日鉄テックスエンジの株式を 100%保有しております。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	両社相互に、コンピュータネットワークシステムの構築及びシステム・機器設備の管理・運営の委託業務等の発注及び受注の実績があります。
	関連当事者への該当状況	当社及び日鉄テックスエンジはいずれも日本製鉄の子会社であり、関連当事者に該当します。

#### 4. 取得株式数、取得価格及び取得前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数	0 株（議決権の数：0 個）（議決権所有割合：0%）
(2) 取得株式数	1,000 株
(3) 取得価額	8,143 百万円（注）
(4) 異動後の所有株式数	1,000 株（議決権の数：1,000 個）（議決権所有割合：100%）

（注） 当社は、TEXSOL が本取引実行日までの間に現株主である日鉄テックスエンジに対して特別配当を実施することについて承知しております。上記取得価額は、当該特別配当後の取得株式対価です。

#### 5. 日程

(1) 取締役会決議日	2023 年 12 月 20 日
(2) 本契約締結日	2023 年 12 月 20 日
(3) 本取引実行日	2024 年 4 月 1 日（予定）

#### 6. 今後の見通し

本取引による今期の当社業績に与える影響はありません。今後、開示すべき事項が生じた場合は、速やかにお知らせいたします。

#### 7. 支配株主との取引等に関する事項

##### (1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

当社は、2023 年 6 月 22 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書内における「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」で、「親会社との重要な取引・行為については、その発生の都度、独立社外取締役全員で構成される「親会社取引等審議委員会」を設置し、審議・検討を行い、その結果を踏まえ取締役会にて決定します。」と開示しておりました。当社は、少数株主保護の観点から、2023 年 10 月 27 日付で親会社取引等審議委員会規程を改定し、親会社との重要な取引・行為に加えて、「当社と同一の親会社をもつ会社等との重要な取引・行為」も親会社取引等審議委員会での審議・検討対象としております。

本取引の相手先である日鉄テックスエンジは、当社と同一の親会社（日本製鉄）をもつ会社であり、本取引は、同一の親会社を持つ会社との取引等に該当することから、当社は、親会社取引等審議委員会規程（2023 年 10 月 27 日付改定）に基づき、親会社取引等審議委員会を設置し、下記「(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」及び「(3) 当該取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のないものから入手した意見の概要」記載の措置を講じており、かかる対応は上記指針に適合しているものと判断しております。

##### (2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の措置を講じております。

#### ① 当社における独立した親会社取引等審議委員会の設置及び本取引の諮問

本取引の相手先である日鉄テックスエンジは、当社と同一の親会社（日本製鉄）をもつ会社であるため、日鉄テックスエンジ及び日本製鉄と当社の少数株主との間には構造的な利益相反関係が存在します。そのため、本取引に当たり、当社取締役会の意思決定過程における恣意性を排除し、本取引の妥当性及び少数株主に対する不利益の有無を検討することを目的として、親会社取引等審議委員会規程（2023年10月27日付改定）に基づき、日本製鉄、日鉄テックスエンジグループ（日鉄テックスエンジ並びにその子会社及び関連会社の総称をいいます。以下同じとします。）及び当社から独立性を有し、また、当社の社外取締役全員である青島矢一氏、石井一郎氏、堀井利江氏、星周一郎氏及び藤田和弘氏から構成される親会社取引等審議委員会（以下「本委員会」）を設置いたしました。当社は本委員会に対して、「本取引の目的の正当性・合理性」「本取引に係る手続及び対価その他の取引条件の公正性」及び「少数株主に与える影響（当社による本取引の決定が少数株主にとって不利益なものでないか）」について諮問いたしました。本委員会は、2023年11月10日より2023年12月15日までの間に合計5回開催され、当社及び当社のアドバイザーから本委員会に提供された資料及び情報等に基づき諮問事項について慎重な検討を行いました。本委員会は、かかる検討を前提として、2023年12月20日に、当社取締役会に対して答申書を提出しております（当該答申書の概要は下記(3)をご参照ください。）。

#### ② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本取引における取得価額の公正性を確保し、意思決定過程における恣意性を排除するため、日本製鉄、日鉄テックスエンジグループ及び当社から独立した第三者算定機関である山田コンサルティンググループ株式会社（以下「山田コンサルティング」）から本株式価値算定書を取得しております。

#### ③ 当社における独立した法務事務所からの助言

本取引に関する当社取締役会の意思決定の過程等における公正性を確保するため、日本製鉄、日鉄テックスエンジグループ及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所・外国法共同事業（以下「西村あさひ」）を選任し、西村あさひから、本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けております。

#### ④ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認

当社の取締役のうち、内藤寛人氏は日鉄テックスエンジの親会社である日本製鉄の執行役員を兼務していることに鑑み、本取引における構造的な利益相反の問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、本取引に係る当社取締役会の審議及び決議に参加せず、かつ、当社の立場において、本取引の協議並びに本取引に係る日鉄テックスエンジとの協議及び交渉に参加しておりません。

なお、本日開催の当社取締役会において、内藤寛人氏を除く取締役全員が出席し、各取締役において当社取締役会の審議または決議から除外されなければ手続の公正性が害されると考えるべき利害関係がないことを確認した上で、出席取締役全員の一致で本取引を決議しております。

(3) 当該取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のないものから入手した意見の概要

当社は、上記「7. 支配株主との取引等に関する事項」の「(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」①に記載の通り、日本製鉄、日鉄テックスエンジニアリンググループ及び当社から独立性を有し、また、当社の社外取締役全員である、青島矢一氏、石井一郎氏、堀井利江氏、星周一郎氏及び藤田和弘氏から構成される親会社取引等審議委員会より、2023年12月20日付で、本取引の目的の正当性・合理性、本取引に係る手続の公正性及び本取引に係る対価その他の取引条件の公正性が認められ、また、本取引は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと認められる旨の答申書を受領しております。当該答申書の概要は、以下の通りとなります。

#### ① 本取引の目的の正当性・合理性について

本取引の目的は、TEXSOL のエンジニアを取込むことにより質の高いエンジニアの母集団の大型化を実現すること、両社の経営上の意思決定を一貫して行うことで、TEXSOL の事業構造を変更することによるパートナーシップの強化、及び当社グループとしての顧客提供価値の向上にあることである。

上記目的を疑うべき事情は見当たらず、本取引を実施することにより、上記目的を達成し、企業価値の向上を図ることが期待できることから、本取引の目的には正当性・合理性が認められる。

#### ② 本取引に係る手続の公正性について

本取引においては、(i)当社の独立社外取締役全員である青島矢一氏、石井一郎氏、堀井利江氏、星周一郎氏及び藤田和弘氏の5名で構成される本委員会の設置、(ii)日本製鉄、日鉄テックスエンジニアリンググループ及び当社から独立した第三者算定機関である山田コンサルティングからの株式価値算定書の取得、(iii)日本製鉄、日鉄テックスエンジニアリンググループ及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとしての西村あさひからの助言の取得、並びに(iv)利害関係を有する取締役が本取引に係る検討・交渉に参加しないことによる独立した検討・交渉体制の構築等の措置が講じられるとともに、(v)適切な情報開示が予定されていること等から、取締役会の意思決定過程における恣意性を排除し、公正性を確保する措置が実施されていると評価できる。また、本取引に係る協議、検討及び交渉の過程において、当社が日本製鉄より不当な影響を受けたことを推認させる事実など公正性を疑わせる事情は認められないため、本取引に係る手続には公正性が認められる。

#### ③ 本取引に係る対価その他の取引条件の公正性について

独立した第三者算定機関である山田コンサルティングが TEXSOL の株式の価値の算定に当たり採用した手法及び算定の過程並びに株式価値の算定結果について特段不合理な点は認められなかった。そして、山田コンサルティングによる株式価値の算定結果、取得価額の合意に至る日鉄テックスエンジニアリング及び当社間の交渉過程、及び、本取引に伴うシナジー効果により企業価値の向上が合理的に見込まれること等を踏まえると、取得価額は経済的合理性を有すると評価できる。

また、デュー・ディリジェンスにより検出された TEXSOL の事業に重大な悪影響を与え得る事由に関しても、本契約上、適切な手当てが行われており、その他の取引条件についても合理性を有すると評価できる。

以上を総合して判断すると、本取引の対価その他の取引条件は、公正性を有すると認められる。

#### ④ 少数株主に与える影響（当社による本取引の決定が少数株主にとって不利益なものでないか）について

て

上記の通り、本取引の目的には正当性・合理性が認められ、本取引に係る手続の公正性及び本取引に係る対価その他の取引条件の公正性も認められる。また、本取引において公正な手続を通じた株主の利益への十分な配慮がなされていると評価できることに加えて、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものであると考える事情は見当たらない。

したがって、本取引は、当社の少数株主にとって不利益なものでないと認められる。

以上